

## 埼玉県立病院の医療活動をご寄附でサポートください



埼玉県立病院機構は令和3年4月の設立以来、4つの専門病院をひとつの組織として、埼玉県の医療を支えるために、職員一同、奮闘してまいりました。コロナ禍真っ盛りの中での船出となりましたが、皆様のお力添えもあり、機構の運営は軌道にのりつつあります。

各病院の診療現場では、医療の質と安全の向上を図り、県民の方々に良質な医療を提供すべく努めてまいりました。

しかしながら、医療資源の高騰や、医療人材の不足等、医療を取り巻く環境は依然として厳しく、当機構の経営状況も必ずしも楽観視できるものではありません。

当機構は今後も、県民の皆様の健康を守るべく、各種前向きな取組を推進してまいります。

皆様には、ぜひ当機構のサポーターとして、温かいご支援をいただきたく、どうぞよろしく願いいたします。

地方独立行政法人 埼玉県立病院機構  
理事長 岩中 督

## ご寄附の方法

当機構全体にご寄附いただくことはもちろん、病院や診療科をご指定いただくことも可能です。寄附申込書に寄附の動機となった診療科をご記入ください。

なお、診療科を御記入いただいた場合であっても、ご寄附額の一部は、事務経費として関係部署に配分することがありますので予めご了承ください。

### 寄附申込書によるご寄附

寄附申込書に必要事項を記入し、下記へご提出ください。（郵送、持参、メール送付（kifu@saitama-pho.jp）いずれも可）。



寄附申込書ダウンロードページ

<https://www.saitama-pho.jp/c1401/kikou/kifu.html>

ご提出いただいた寄附申込書のご住所宛に、当機構より所定の納入通知書を送付いたしますので、埼玉りそな銀行又はりそな銀行（本・支店）窓口で「文書扱い」にてご寄附下さい。

※他の金融機関でもお支払いいただけますが、別途振込手数料が必要となりますのでご注意ください。

また、郵便局、ゆうちょ銀行ではお取扱いいたしかねますので悪しからずご了承ください。

### お問い合わせ先

地方独立行政法人 埼玉県立病院機構

〒362-0806 埼玉県北足立郡伊奈町大字小室818番地  
埼玉県立がんセンター研究棟6階  
寄附手続について：本部財務担当 048-748-3247  
寄附全般について：本部経営企画担当 048-748-3246  
kifu@saitama-pho.jp

※寄附申込書を紙でご所望の場合、各病院の受付にお問い合わせください

# ご寄附の お願い



地方独立行政法人  
埼玉県立病院機構

# 埼玉県立病院について

4つの病院がそれぞれの特性を生かして、県民の皆様に高度専門的な医療を提供しています

## 循環器・呼吸器病センター

循環器・呼吸器・脳血管疾患の高度専門医療を提供するとともに、感染症指定医療機関としての役割も担っています



所在地 熊谷市板井1696

診療科 循環器系、呼吸器系等  
全19科

病床数 343床



## がんセンター

がん治療の3つの柱である手術・放射線・化学療法など先進のがん医療の提供を行っています



所在地 北足立郡伊奈町大字小室780

診療科 内科系、外科系、緩和ケア等  
全27科

病床数 503床



## 小児医療センター

新生児医療、難病、がん、肝移植、外科手術、救命救急などの小児高度専門医療を提供し、県内における小児医療と保健の「最後の砦」としての使命を果たしています



所在地 さいたま市中央区さいたま新都心1-2

診療科 内科系、外科系、集中治療部門等  
全30科

病床数 316床



## 精神医療センター

精神科の24時間救急、依存症対策、児童思春期への対応など、民間では治療困難、処遇困難な精神疾患の患者への対応を担っています



所在地 北足立郡伊奈町小室818-2

診療科 精神科、児童精神科等  
全6科

病床数 183床



## 寄附金の税制上の優遇措置について

当機構への寄附は、税制優遇措置の対象となります。所得税、法人税、相続税など定められている条件の下で、優遇措置を受けられます。優遇措置を受けるためには申告が必要です。

### 個人の寄附

#### ●所得税

(寄附金合計額-2千円)を所得から控除可能(一定の限度額あり)



#### ●相続税

相続または遺贈により取得された財産を相続税の申告期限までに当機構にご寄附いただいた場合、その寄附額の全額について相続税は非課税となります(特例の適用除外あり)

#### ●住民税

当機構へご寄附いただいた場合、**最高10%**が個人市民税・県民税の所得割額から控除されます(寄附金合計額-2千円)×控除率=住民税から控除

※寄附金額は総所得金額等の30%上限です  
※各自治体の条例の確認が必要です

### 法人・団体の寄附



寄附金の**全額**を損金として算入いただけます(一定の限度額あり)

税務上の取り扱いや確定申告のお手続きについては、税理士か所轄税務署へご相談ください。

## ご寄附でできること

いただいたご寄附は、県立4病院の各種医療・研究活動等に活用させていただき、一層の医療水準の向上と県民の健康増進に役立ててまいります

## 快適な療養環境整備による 患者サービスの向上



皆様の外来受診環境の向上や入院生活が快適に送れるよう、建物の補修や、設備の更新等にご寄附を活用させていただきます

## 新たな治療法の開発につながる 臨床研究の充実



病気の予防、診断、治療方法の改善のため、当機構は臨床研究に力を入れております。研究資材購入等にご寄附を活用させていただきます

## 地域医療を支える 医療人材の育成



埼玉県の人口10万人あたりの医師数は全国的にみても大変低い水準となっています。当機構では地域医療に貢献する職員の育成にご寄附を活用させていただきます